

役員等報酬規程

平成 28 年 11 月 17 日

長寿会規程 第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人長寿会定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、評議員の報酬等及び役員の報酬等について定めるものとする。

(報酬の額)

第 2 条 評議員の報酬の額及び役員の報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 評議員の報酬は、当分の間支給しないものとする。
- (2) 役員の報酬は、当分の間支給しないものとする。

(費用弁償)

第 3 条 社会福祉法人長寿会の求めにより執務した場合、社会福祉法人長寿会「実費弁償規程」より支給する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

役 員 報 酬 規 程

社会福祉法人 長 寿 会